

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準

1 規模（面積）

(1) 一般住宅

| 着工日 | ～平成8年3月31日 | 平成8年4月1日～ 平成18年3月31日 | 平成18年4月1日～ |
|--|------------|-------------------------|------------|
| 各住戸の床面積 | 16㎡以上 | 18㎡以上 | 25㎡以上※ |
| ※共用部分に共同利用に適した台所、収納設備又は浴室若しくは、シャワー室がある場合は18㎡以上 | | | |

(2) 共同居住型住宅（シェアハウス）

| | |
|-----------|------------------|
| 各専用部分の床面積 | 9㎡以上 |
| 住宅全体の面積 | 15㎡×入居可能者数+10㎡以上 |

【共同居住型住宅（シェアハウス）】

- ・ 共同利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅。
- ・ 各専用部分の定員は1名。
- ・ 各専用部分の床面積には、専用部分に備付けの収納設備の床面積を含み、他の設備の床面積は含まない。
- ・ 入居可能者数には、当該住宅に居住する賃貸人を含む。

(3) 共同居住型住宅（ひとり親世帯向けシェアハウス）

| | |
|-----------|--|
| 各専用部分の床面積 | 12㎡以上 ※住宅全体の面積が15㎡×A+24㎡×B+10㎡以上の場合 10㎡以上。 |
| 住宅全体の面積 | 15㎡×A+22㎡×B+10㎡以上 |

※Aはひとり親世帯を除く入居可能者数、Bはひとり親世帯の入居可能世帯数であり、A+Bの合計は2以上。

【共同居住型住宅（ひとり親世帯向けシェアハウス）】

- ・ ひとり親世帯は、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）を養育している者が1人及び子どもが少なくとも1人属する世帯。
- ・ 共同利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅。
- ・ 各専用部分の床面積には、専用部分に備付けの収納設備の床面積を含み、他の設備の床面積は含まない。
- ・ 入居可能者数には、当該住宅に居住する賃貸人を含む。

2 構造

① 消防法、建築基準法等に違反しないものであること

② 新耐震基準（昭和56年6月1日以降着工）を満たすこと

- ・ 旧耐震基準（昭和56年5月31日以前着工）による建物であっても、新耐震基準並みの耐震性があれば登録可能。
- ・ ただし、登録申請時に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものでなく、かつ申

請前に耐震改修の工事を行うことができない特別の事情がある場合において、当該工事の完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずることとなるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面をもって代えることができる。

3 設備

| (1) 一般住宅 | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 各住戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えること (ただし、共用部分に共同利用に適したものがある場合、各住戸に備えなくてもよい。) | |
| (2) 共同居住型住宅 (シェアハウス) | (3) 共同居住型住宅 (ひとり親世帯向けシェアハウス) |
| <ul style="list-style-type: none"> 住宅の専用部分か共有部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場を備えること 入居可能者数を5で除して得た数(端数切上げ)の便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室を備えること(例えば、入居可能者数が4人であれば各設備は1つ以上、6人であれば2つ以上必要)又はこれと同等以上の機能が確保されていること | <ul style="list-style-type: none"> 住宅の専用部分か共有部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯場を備えること 浴室又はシャワー室は、少なくとも1室のバスタブを有する浴室を備えること。 入居可能者数及び入居可能世帯数の合計数を3で除して得た数(端数切上げ)の便所、洗面設備を備えること(例えば、入居可能者数及び入居可能世帯数の合計が3であれば各設備は1つ以上、4であれば2つ以上必要)又はこれと同等以上の機能が確保されていること 入居可能者数及び入居可能世帯数の合計数を4で除して得た数(端数切上げ)の浴室又はシャワー室を備えること(例えば、入居可能者数及び入居可能世帯数の合計が4であれば各設備は1つ以上、5であれば2つ以上必要)又はこれと同等以上の機能が確保されていること |

4 賃貸条件 その他

| |
|--|
| ① 入居を不当に制限しないこと |
| ② 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと |
| ③ 国の基本方針及び埼玉県賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること |